

消防消第 243 号
平成 30 年 9 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）等について
（通知）

平成 30 年消防庁告示第 17 号をもって消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成 8 年消防庁告示第 5 号）の一部が改正されたことに伴い、市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）（以下「規則（例）」という。）について、別添 1 のとおり定めることとしましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に御留意いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 規則（例）について、別添 1 のとおり定めることとすること。
- 2 今般の告示改正に伴い、「市（町・村）消防本部職員委員会に関する規則（例）等について（平成 17 年 5 月 30 日付け消防消第 118 号消防庁消防課長通知）」における別添 1 を改正する場合の一部改正規則（例）を、別添 2 のとおり添付すること。

別添 1

〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）

（目的）

第一条 この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第十七条第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十七条第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（消防長に準ずる職）

第二条 法第十七条第三項の規則で定める消防長に準ずる職は、〇〇とする。

（委員長）

第三条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。

2 委員長の任期は、一年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

3 委員長は、これを再任することができるものとする。

（委員の定数）

第四条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞれ

れ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は〇人とする。

一 〇〇 〇人

二 〇〇 〇人

三 〇〇 〇人

四 〇〇 〇人

(委員の指名)

第五条 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員に欠員を生じたときは新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。

3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き二期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

(意見取りまとめ者)

第七条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめ委員会に提出する者(以下「意見取りまとめ者」という。)を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2 意見取りまとめ者の定数は、○人とするものとする。

3 意見取りまとめ者の任期は、二年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

4 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(消防職員の意見の提出)

第八条 消防職員は、法第十七条第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができる

きるものとする。

2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができるものとする。

(委員会の会議及び議事等)

第九条 委員会の会議は、毎年度の前半に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第一項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

3 前項の場合において、委員に対し、会議を開く日の二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。

4 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議するものとする。

5 委員会の会議は、委員の総定数の三分の二以上の者が出席しなければ開くことができず、その議

事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによるものとする。

6 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができるものとする。

(委員会の意見)

第十条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第十一条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(運営上の留意事項)

第十二条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

(庶務)

第十三条 委員会の庶務は、〇〇において処理する。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、第三条第二項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して一年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。

別記様式

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付	年 月 日	
<p>(意見取りまとめ者を經由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名</p>			

<p>〇〇市(町・村)消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。</p>	
件 名	
区 分	<p>1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設</p>
現 状	
意見の内容	

※1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※2 欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

別添2

〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（例）

〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条の五第三項」を「第十七条第三項」に、「第十四条の五第四項」を「第十七条第四項」に改める。

第二条中「第十四条の五第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第三条に次の二項を加える。

2 委員長の任期は一年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

3 委員長は、これを再任することができるものとする。

第八条中「第十四条の五第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改める。

第九条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この」を「前項の」に、「取扱い」を「取扱い（審議対象としな
い場合）にあっては、その理由を含む。」に改め、同項を第三項とし、第九条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第一項

の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（運営上の留意事項）

第十二条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付	年 月 日	
<p>(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名</p>			

<p>〇〇市(町・村)消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。</p>	
件 名	
区 分	<p>1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設</p>
現 状	
意見の内容	

※1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※2 欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して一年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（例） 新旧対照条文

〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）<u>第十七条第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十七条第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>（消防長に準ずる職）</p> <p>第二条 法<u>第十七条第三項</u>の規則で定める消防長に準ずる職は、〇〇とする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 委員長の任期は一年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。</p> <p>3 委員長は、これを再任することができるものとする。</p> <p>（消防職員の意見の提出）</p> <p>第八条 消防職員は、<u>法第十七条第一項各号に掲げる事項</u>に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただ</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）<u>第十四条の五第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十四条の五第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>（消防長に準ずる職）</p> <p>第二条 法<u>第十四条の五第三項</u>の規則で定める消防長に準ずる職は、〇〇とする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（消防職員の意見の提出）</p> <p>第八条 消防職員は、<u>法第十四条の五第一項各号に掲げる事項</u>に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。</p>

し、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

第九条（略）
（委員会の会議及び議事等）

2| 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第一項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

3| 前項の場合において、委員に対し、会議を開く二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。

4| 5| 6| （略）

（運営上の留意事項）

第十二条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の見解を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨として、境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

第九条（略）
（委員会の会議及び議事等）

2| 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、委員に対し、会議を開く二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3| 4| 5| （略）

第十三条 (庶務) 委員会の庶務は、〇〇において処理する。

第十四条 (雑則) この規則に定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、消防長が定める。

第十二条 (庶務) 委員会の庶務は、〇〇において処理する。

第十三条 (雑則) この規則に定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、消防長が定める。

別記様式

意 見 書

提出者の氏名	意見提出日	年 月 日	登録番号
提出者職名	※1 職名は転付	年 月 日	
※1 職名は転付	※2 付	年 月 日	

（意見取りまとめ者を経由する場合）意見取りまとめ者から委員会の意見を
担当する部署への提出において希望する提出者職名の取扱い
指名、匿名、匿名

〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定によ
り、意見を提出します。

件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な技能及び装備品 3 消防の用に供する設備、機材器具その他の施設
現 状	
意見の方向	

※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

別記様式

意 見 書

提出者の氏名	意見提出日	年 月 日	登録番号
提出者職名	※1 職名は転付	年 月 日	
※1 職名は転付	※2 付	年 月 日	

〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定によ
り、意見を提出します。

件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な技能及び装備品 3 消防の用に供する設備、機材器具その他の施設
現 状	
意見の方向	

※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。